

上北地域県民局地域農林水産部 十和田家畜保健衛生所  
上十三地区家畜衛生推進協議会  
(一社)青森県畜産協会

0176-23-6235 (FAX 0176-23-3044)  
0176-25-2362 (FAX 0176-24-3888)  
017-722-4331 (FAX 017-731-1196)

## 異常家きんを発見した場合は、早期通報をお願いします！

令和4年11月20日、横浜町の肉用鶏飼養農場で今シーズン初の県内での高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜が確認されました。

今シーズンは、令和4年12月1日時点で、14道県22事例で発生しており、現在も油断できない状況が続いています。家きんを飼養している皆様は、飼養衛生管理基準を守り、本病の侵入防止対策を徹底してください。

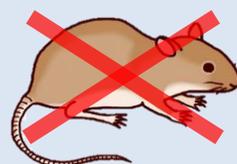
### 次のような症状を見られたら速やかに家畜保健衛生所へ！

- ・1日の家きんの死亡羽数が、過去3週間の死亡率と比べて、2倍以上になった
  - ・2倍未満の場合でも5羽以上まとまって死亡している
  - ・まとまって嗜眠・沈うつ状態になり、活性が低下する
  - ・脚部などに皮下出血が見られる
  - ・皮下出血、トサカや肉垂が暗青色化する(チアノーゼ)
  - ・急激に産卵率が低下する
- ...
- など



## 飼養衛生管理基準の重要7項目の再確認をお願いします

- ①衛生管理区域(家きん飼育場所)に立ち入る場合は手指を消毒するか専用の手袋を着用する
- ②衛生管理区域内では専用の衣服及び靴を使用する
- ③衛生管理区域内に入る車両は消毒する
- ④家きん舎に立ち入る場合は手指を消毒するか専用の手袋を着用する
- ⑤家きん舎ごとに専用の靴を使用する
- ⑥野鳥や野生動物侵入防止のために金網、ネット等を設置し、随時点検、破損箇所は速やかに修繕する
- ⑦家きん舎周辺のねずみや害虫を駆除する



高病原性鳥インフルエンザの特定症状を呈している家きんを発見した場合は、直ちに十和田家畜保健衛生所に連絡してください！

十和田家畜保健衛生所

電話 0176-23-6235(平日) 携帯 090-6453-7023(休日・夜間)

ホームページ

十和田家畜保健衛生所

検索